

## 与論町宿泊施設等高付加価値化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿泊事業者や観光施設事業者が観光需要回復や高付加価値で持続可能な観光地づくりを目指すための大規模な施設改修や設備導入、空き家等の宿泊施設等への転換に向けた改修等の実施に要する費用について、予算の範囲内において与論町宿泊施設等高付加価値化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、与論町補助金等交付規則（平成5年与論町規則第11号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「宿泊事業者」とは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項から第3項の営業に係る施設であること。
- (2) 町内に本社・支所・営業所等の事業所（以下、「事業所等」という。）を有し、町内で経営する宿泊施設を保有又は運営している法人もしくは個人事業者であるもの。
- (3) 法人もしくは個人事業者が町への納税義務者であること。

2 この要綱において、「観光施設事業者」とは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 町内に事業所等を有し、観光旅行者の利用に供される施設を保有又は運営している法人もしくは個人事業者であるもの。
- (2) 下表に掲げる業種のうち、右欄の対象事業のいずれかに該当するもの。

業種名	対象業種
飲食店	居酒屋、レストラン、カフェ、喫茶店等
小売業	土産物店、その他土産物を多く販売する小売店等

- (3) 法人もしくは個人事業者が町への納税義務者であること。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する宿泊事業者または観光施設事業者とする。

- (1) 本町に事業所等を有し、補助金受領後も本町内において事業活動を継続する意欲があるもの
- (2) 与論町暴力団排除条例（平成24年与論町条例第22号）第2条第1号又は第4号の規定に該当する者でないこと。
- (3) 町税等（与論町税条例（昭和43年与論町条例第18号）第3条に規定する町税及び与論町国民健康保険税条例（昭和43年与論町条例第15号）に規定する国民健康保険税）を滞納していないもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付を受けることができる事業は、次の各号に掲げるものであり、かつ、補助対象事業費の合計が100万円以上とする。

- (1) 観光地の高付加価値化や持続可能な観光の国際基準に対応するための施設改修及び設備導入
- (2) 空き家等を宿泊施設等へ転換するための施設改修
- (3) その他、町長が必要と認めるもの  
(補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助事業の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工事費
- (2) 通信整備費
- (3) 原材料費
- (4) 委託費
- (5) 備品購入費
- (6) その他町長が特に必要と認める費用

2 補助率は、補助対象経費の1/3以内とし、予算の範囲内で補助する。

3 補助金の上限額は、1事業所あたり300万円とする。

4 補助金交付決定日以降に購入又は工事等を開始し、別に定める期日までに事業が完了したものであること。ただし、やむを得ない事由により期限内に事業完了ができない場合は、事前にその旨を申し出て町長が認めた場合はその限りでない。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書兼収支予算書（別記様式第2号）
- (2) 補助事業内容が確認できる書類（工事図面等）
- (3) 金額が確認できる書類（見積書等）
- (4) 旅館業法営業許可証の写し又はそれに代わるもの（※宿泊事業者に該当するもの）
- (5) 納税状況確認同意書又は町税等完納証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請の内容について十分な審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定を行うものとし、補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容の変更)

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受けた後、補助事業の内容等について変更事由が生じたときは、補助金変更申請書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書兼変更収支予算書（別記様式第5号）
  - (2) 事業変更内容が確認できる書類（工事図面等）
  - (3) 変更金額が確認できる書類（見積書等）
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの
- 2 町長は、前項の規定により補助事業の内容等の変更の申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、その承認をするものとし、補助金の交付決定額の変更について、補助金変更交付決定通知書（別記様式第6号）により当該変更を申請した者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 申請者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書兼収支精算書（別記様式第8号）
- (2) 補助対象経費の支払の根拠となるもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

（補助金の確定）

第10条 町長は、補助事業の完了を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（別記様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 前条による通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（別記様式第10号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、特に必要があると認めるときは、補助金等の交付決定額の範囲内において、補助金等を概算払により交付することができる。
- 3 前項の概算払を受けようとする者は、概算払申請書（別記様式第11号）及び補助金等交付申請書に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年5月9日から施行する。